クリーニング所



事前相談から開設までの流れ・・・2ページ

構造設備基準 ・・・3ページ

開設届の記載例 • • • 4ページ

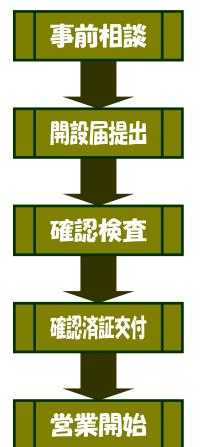
厚生労働省指定洗たく物・・・5ページ

必要書類一覧 • • • 6ページ

横手市役所市民福祉部生活環境課

◆ 事前相談から開設までの流れ ◆

※開店日については、余裕をもって開設届出をしてください。



クリーニング所には、作業場や消毒設備等の構造設備基準 (3ページ)がありますので、工事を着工する前に、設計図 面を持参の上ご相談ください。

開設日の10日前までに必要書類(6ページ)を揃えて生活環境課窓口へ申請してください。併せて確認検査に訪問する日時を調整します。

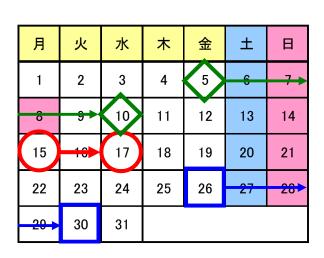
生活環境課職員が施設完成の確認検査を行います。不適事項については改善後再検査を受けることになります。

※施設が完成していない場合や設備が整っていない場合に は開設できません。

構造設備基準に適合していることを確認後、確認済証を交付します。

開業後、確認済証をお客様から見える位置へ掲示してください。

(参考)検査日と開設日について

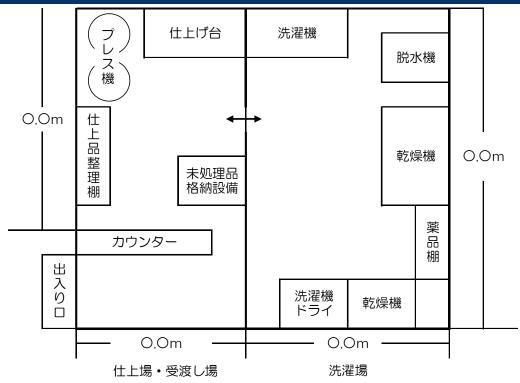


検査日 開設日 ○15日(月) → 17日(水)

± 日 をはさむ場合
□26日(金) → 30日(火)

祝 日 をはさむ場合
◇ 5日(金) → 10日(水)

◆ 構造設備基準(一般)◆



項目	構造設備基準
①洗い場	1. 洗濯場の床は、コンクリート、タイル等の不浸透性材料を使用し、 適当な勾配と排水口を設ける。 2. 側壁は床から1mくらいまで不浸透性材料を使用する。
②格納設備	1. 未洗濯物と洗濯済み、仕上げ済みを明確に区分した格納容器を適当数揃える(運搬容器も同じ区分)。2. 厚生労働省施行規則第1条で指定する洗濯物を取り扱う場合、他の洗濯物と区分する。
③業務用機械	1.業務用の機械として、洗濯機及び脱水機をそれぞれ少なくとも1台は備える(脱水機能を有する洗濯機の場合は脱水機を備えなくてもよい)。
④採光·照明· 換気	1. 所内は十分な採光・照明・換気を確保する(300 ルクス以上が望ましい)。
⑤ドライ設備 (テトラクロル エチレンを使用 する場合)	1. 溶剤の貯蔵場所はコンクリート、タイル等の不浸透性材料、直射日 光及び雨水防止構造とする。必要な場合には、施設・場所の周囲に溶 剤が広がらないように防液堤、側溝、ためます等を設置すること。 2. 貯蔵タンクは密閉できる耐溶剤性の金属製又は合成樹脂性容器を使 用する。 3. 廃液処理装置を設置する。 4. 溶剤蒸気の排出抑制できる構造・装置を設置する。 5. 局所排気装置などの換気設備を適正な位置に設ける。 6. 蒸留残渣物などは、上記に準じた保管場所・容器に収納する。
⑥受け取り・引 渡し場所	1. 仕上げ品と未洗濯物が混ざらないように区分する。 2. 食品の販売又は調理等を行う営業施設その他相互に汚染のおそれのある営業施設と併設する場合、境界に壁・板その他適当な材料により隔壁を設ける。

◆ 開設届の記載例(一般)◆

届出年月日 クリーニング所開設届出書 26年3月20日 横手市長 様 横纬横纬町横手1-1 開設者 住 所 開設者の住所・氏名 横手城太郎 ※ アパート・マンションの 氏 名 場合は建物の名称・部屋 法人の場合は本 法人にあっては、その名称及び の氏名並びに主たる事務所の所在 社所在地•会社名 番号まで 一州設したいので、クリーニング業法第5条第1項の規定により 称•代表者(定款 を添えて届け出ます。 の写しで確認) クリーニング 横球 0182-00-0000 称 電 話 クリーニング所 横手市 横手町横手1-2 在 地 所 1 施設の名称・所在 横手 城次即 名 登 秋田県 地•電話番号 法人の名称 主たる 営 者 都道 横桥横押 第 2000 号 及び代表者の 事務所の 府県 S42年9月4日生 所在地 横手1-2 名 棋子 #成三郎 番 号 録 容 氏 名 秋田県 S44 年4月4日生 本 管 理 者 都道 第 200 号 住 所 横纬横手 横手 1-3 府県 生年月日 籍 所氏 登 録 番 号 城子城子 &55.5、5 横矫横折断横针4 秋田県 クリーニング節 洗 濯 仕上場 店舗 ランドリー ドライ 丽 積 10 m² 10 m2 15 m 10 m m m² 称 規 格 数 100kg/0 洗濯状 構造及び設備の 60 kg/10 概 機械及び器具 脱水機 20 kg/0 乾燥稅 2 開設予定年月日 200核時 仕上プレス技 ※2ページ参照 樹脂製 処理済容器 伝染病関係容器 保 管 容 器 樹脂製 2014年 4 月 開設予定年月日 取次ぎ店の有無 5 名 從事者数 洗濯物の受取及び引渡しのみを行うクリーニング所の有無 (有)無 クリーニング業法第3条第3項第5号に規定する洗濯物を取り扱うクリーニング所の有無 有·無 備考 次に掲げる書類を添付してください。 1 クリーニング所の平面図(営業施設の部分を朱書し、業務用の機械及び器具の配置並びに配水 係を明示 してください。) 2 営業者が法人であるときは、定款の写し及び代表者の資格を証する書類 指定洗濯物 取り扱いの有無

◆ クリーニング業法第3条第3項第5号に規定する洗濯物とは ◆

【クリーニング業法】

(営業者の衛生措置等)

- 第3条 営業者は、クリーニング所以外において、営業として洗たく物の処理を行い、 又は行わせてはならない。
 - 2 営業者は、洗たく物の洗たくをするクリーニング所に、業務用の機械として、 洗たく機及び脱水機をそれぞれ少なくとも1台備えなければならない。ただし、 脱水機の効用をも有する洗たく機を備える場合は、脱水機は、備えなくてもよい。
 - 3 営業者は、前項に規定する措置のほか、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - クリーニング所及び業務用の車両(営業者がその業務のために使用する車両(軽車両を除く)をいう。以下同じ。)並びに業務用の機械及び器具を清潔に保つこと
 - 二 洗たく物を洗たく又は仕上げを終わったものと終わらないものに区分しておく こと
 - 三 洗たく物をその用途に応じ区分して処理すること
 - 四 洗場については、床が、不浸透性材料(コンクリート、タイル等汚水が浸透しないものをいう)で築造され、これに適当なこう配と排水口が設けられていること
 - 五 伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのあるものとして厚生労働省令で指 定する洗たく物を取り扱う場合においては、その洗たく物は他の洗たく物と区分 しておき、これを洗たくするときは、その前に消毒すること。ただし、洗たくが 消毒の効果を有する方法によってなされる場合においては、消毒しなくてもよい。
 - 六 その他都道府県が条例で定める必要な措置

【クリーニング業法施行規則】

(消毒を要する洗濯物)

- 第1条 クリーニング業法(昭和25年法律第207号。以下「法」という)第3条第3 項第5号に規定する厚生労働省令で定める洗たく物は、次に掲げる洗たく物で営 業者に引き渡される前に消毒されていないものとする。
 - 一 伝染性の疾病にかかっている者が使用した物として引き渡されたもの
 - 二 伝染性の疾病にかかっている者に接した者が使用した物で伝染性の疾病の病原体に よる汚染のおそれのあるものとして引き渡されたもの
 - 三おむつ、パンツその他これらに類するもの
 - 四 手ぬぐい、タオルその他これらに類するもの
 - 五 病院又は診療所において療養のために使用された寝具その他これに類するもの
- ※該当の洗たく物を取り扱う場合、開設届出最下欄は「有」に丸をつけてください。

◆ 必要書類一覧 ◆

- ★ 開設届(用紙は市役所生活環境課窓口または横手市ホームページ)
 - 開設者が法人の場合:定款または寄付行為の写し及び代表者資格を証する書類
 - 開設者が他にクリーニング所を開設している場合、届出クリーニング所の一覧表 (営業している施設全ての)施設数、所在地、従業者数及びクリーニング師の氏名 を記載したもの

★ 構造および設備の概要

- ・ 付近見取り図
- ・ 施設平面図(寸法が確認できるもの)

★ 検査手数料

• 16,000円

メモ欄		

問合せ先

横手市役所市民福祉部生活環境課環境担当 〒013-8601

秋田県横手市中央町8番2号

電 話:0182-35-2184(直通)

FAX: 0182-33-7838 E-mail: kankyo@city.yokote.lg.jp